

2023 年度 倫理委員会（第 1 回定例会）議事録

開催日：2023 年 6 月 24 日（土） 13:30～17:00

場 所：博多石川ビル貸会議室での対面式と WEB 式を併用したハイブリット会議

出席者：17 名

欠席者：7 名

報告者：委員長

1. 倫理綱領研究報告

今回は、「信用の保持」である。

1-1 主な講演要旨

- 「信用の保持」の記載順番が No7 から No3 に繰り上がり、「法令遵守」は No9 から No8 に変更された。
- 繰り上がりの意図は、事前に十分な調査、学習、研究等を行なう「有能性の重視」の前に「信用の保持」を配置したものと考えられる。
- これには、技術士が専門職として高度な知識をもって業務をすること、そして倫理観を持った者であることを認識する目的があると考ええる。
- 他の学業界の規範や公共事業での問題点との対比が紹介された。
- 倫理と法律の関係の説明の中で、刑法第 38 条（故意）との関係性、「法令等の遵守」について紹介があった。
- 専門職として、創意工夫して公衆の信頼を得て、さらに高い倫理観を持って自覚した行動することに、当然そこには法律等も含まれるとの説明があった。

1-2 主な質疑応答

- 「チャレンジャー号事故の原因は何なのか」の問いに対し、技術者倫理の話だけではなく、経営者倫理の内容が濃いのではないかと、経営者と技術者の信頼感が重要で、分からないことは分からないと技術者は言うべきであるとの意見があった。
- 「信用の保持」改訂後の語尾が肯定形になっている（〇〇行為をしない⇒〇〇行動をする）。この点をどう考えるかに対し、予防倫理（〇〇べからず）から志向倫理（〇〇であるべき）へ考え方が変化しているとの意見があった。
- 同じく、Well Being の重要性、さらに公衆の利益（安全、健康含め）の普遍性の意見が出され、そのために「信用の保持」が重要で良くなっていくための方向性を示していることの解説があった。
- 「信用の保持」は、確かなものと信じて受け入れること、ミラーボールのイメージと似ている。どの面で信用の保持というのか一面的には言い切れない。技術者が判断できない状態もある。例えば、STAP 細胞事例などがある。本当は〇〇だが、お金のため虚偽を言うなど、多面体のどの面で見ると、難しい。

2. 中国本部との共同イベントの状況報告

5月30日、中国本部を訪問し、関係者へ共同イベントの概要を説明した。その結果、概ね了解を得た。中国本部には意見発表者1名、ディスカッションパネラー1名の推薦をお願いした。なお役割分担については、別途示した通りとする。

正式な講師派遣依頼を九州本部長名で、中国本部長宛てに出す。9月の第2回倫理委員会定例会の席で、4項目（イベント行程、CPD申請、講師対応、ディスカッション企画）の進捗状況を発表してもらう。

3. タスクチームからの活動状況報告

3-1 活動管理タスクチームからの報告

2022年度活動報告書完了（全63ページ）及び九州版テキスト完了（全89ページ）の報告があった。

3-2 倫理研究タスクチームからの報告

パネラー5名は、倫理委員会から2名、中国本部より2名、青年技術士交流委員会より1名とする。

4. 会務報告と意見交換、その他

4-1 来期の体制

- 「倫理教育・WEB配信TT」は、「企画・配信TT」に名称を変更する。
- 会計担当に、1名委員を加え、3名体制とする。

4-2 9月第2回倫理委員会定例会の課題

- 倫理綱領研究報告は、「有能性の重視」と「真実性の確保」の2題とする。

4-3 技術士だより137号（10月15日号）執筆および講演依頼

- 執筆者は新倫理委員長とする。
- 長崎県支部からの講師派遣要請については、福岡・北九州地区の倫理委員から選任する。

4-4 その他

今回をもって委員長が交代し、委員1名が交代する。

以上